

(別紙1)

小城市放課後児童クラブ運営業務公募プロポーザル募集要領

1. 目的

小城市では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に就学し、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成及び保護者の子育てと仕事の両立支援を図るために、小城市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置、運営している。

この児童クラブ運営においては、市が求める水準の人材を確保のうえ、研修体制や管理体制が整い、児童クラブを継続的かつ安定的に運営できる能力を有する民間業者等へ運営業務として業務委託する。

そこで、公募型プロポーザル（企画提案）方式によって受託業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 委託内容

業務委託内容の詳細は、別紙2「小城市放課後児童クラブ運営業務仕様書」による。

3. 委託期間

令和2年2月3日（月）～令和4年12月31日（土）

①運営準備期間：令和2年2月3日（月）～令和2年3月31日（火）

②運営期間：令和2年4月1日（水）～令和4年12月31日（土）

4. 見積限度額

年度	金額
令和元年度	743,000 円
令和2年度	140,000,000 円
令和3年度	140,000,000 円
令和4年度	105,000,000 円
合計	385,743,000 円

※なお、本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税として取り扱う。

5. プロポーザルに係る日程等

公募開始	令和元年11月28日（木）
質疑受付締切	令和元年12月9日（月）午後5時
質疑に対する回答	令和元年12月13日（金）
参加表明書提出締切	令和元年12月19日（木）午後5時
企画提案書受付締切	令和2年1月16日（木）午後5時
プレゼンテーション審査	令和2年1月下旬

審査結果通知	令和 2 年 1 月下旬
契約締結	令和 2 年 2 月 3 日（月）

6. 公募の周知方法

小城市ホームページに掲載

7. 事務局（質問書及び申請書並びに提出書類の提出先）

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市教育委員会教育総務課学事係（直通）0952-37-6130（FAX）0952-37-6167

（E-mail） kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp

8. 参加者の資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （２）公募開始日において、小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- （３）公募開始日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （５）次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
 - ①自己又は自社の役員等が小城市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等である。
 - ②役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ④役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ⑥役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ⑦再委託等の契約に当たり、その相手方が①から⑥までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している。
- （６）過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）において、放課後児童クラブの運営業務、支援員配置業務及びコーディネート業務を受託した実績を有していること。
- （７）参加者は、業務委託候補者選定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、

その参加資格を失うものとする。

9. 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式1）に別に定める書類を添えて提出すること。

なお、期限までに参加表明書の提出のない者からの提案は受け付けないものとする。

（1）参加表明書の提出方法

①提出期限 令和元年 12 月 19 日（木） 午後5時（必着）

※受付時間は、小城市の休日に関する条例（以下、「休日条例」という。）第1条第1項に規定する本市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

②提出場所 小城市教育委員会教育総務課（小城市役所東館2階）

③提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

④提出書類

（ア）参加表明書（様式1）

（イ）営業概要書（様式2）

（ウ）過去3年間に於いて、放課後児童クラブの運営業務、支援員配置業務及びコーディネート業務を受託した実績がわかる資料（契約書の写など）

※小城市の入札参加資格審査申請受付簿に登載されていない者は、以下の書類を合わせて提出すること。

（エ）履歴事項全部証明書（法人のみ、申込日前3ヵ月以内のもの、写し可。）

（オ）身分証明書の写し（個人のみ、申込日前3ヵ月以内のもの、写し可。）

（カ）国税及び地方税（佐賀県及び小城市）の未納がない証明書（申込日前3ヵ月以内のもの、写し可。）

（キ）業務に必要な許可、認可等を証する書類の写し

（ク）財務諸表類（直近1年度のみ。）又は青色申告書等

（ケ）誓約書（様式3）

⑤提出部数 1 部

（2）参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

①通知先 参加表明書の提出者全て

②通知方法 書面による通知

③通知時期 令和元年 12 月 27 日（金）までに通知

10. 提案書等の提出方法

（1）提出書類

①提案書表紙（任意の様式）

②業務実施体制図（任意の様式）

③提案書（任意の様式）

④本業務の実施方針及び手法（任意の様式）

⑤見積書及び内訳書（任意の様式）

（2）作成に当たっての注意事項

①作成部数は、正本1部、副本10部とする。正本の表紙に代表者印を押印すること。

※なお、副本については、提出者を特定できる字句、表示などを一切含まないこと。

②提案書の様式は任意とするが、内容については、下記の 11. 審査及び選定方法（3）評価基準で示す「評価項目」及び「評価の視点」の内容であることがわかるように示すこと。

また、評価基準で示す「評価項目」・「評価の視点」の順序に沿って作成すること。

③提案書の作成に関する言語は日本語、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は日本円によるものとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

④見積書の作成に当たっての支援員の配置数は、別紙 3 を参考とすること。

（3）提出方法等

①提出期限 令和 2 年 1 月 16 日（木） 午後 5 時（必着）

②提出場所 小城市教育委員会 教育総務課（小城市役所東館 2 階）

③提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

11. 審査及び選定方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び業務受託候補者選定は、小城市放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記の要領で行う。

（1）審査

提出された提案書等により書面審査を行う。

なお、全ての提案者に対し、プレゼンテーションを実施する。

（2）プレゼンテーション

①令和 2 年 1 月下旬にプレゼンテーションを予定し、時間及び会場は別途通知する。

②プレゼンテーションにあたって、提案書（副本）の内容をパソコンで説明できる環境を準備する。使用するデータは、参加者が媒体（USB）で準備すること。

③プレゼンテーションの時間は、40 分（説明 25 分以内、質疑応答 15 分程度）とする。（準備に要する時間は、別途確保する。）。

④プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

⑤プレゼンテーションの順番は、参加表明書の届け出順とする。

（3）評価基準

No	評価項目	評価の視点	配点 (100)
1	運営方針及び実績、応募の動機	・事業者の運営方針及び実績 ・児童クラブの運営方針 ・応募の動機	15
2	児童の安全な保育に関する内容	・育成支援の内容 ・児童の安全確保	15
3	支援員の体制等	・支援員の確保に対する方策 ・支援員等の配置体制 ・支援員等の育成計画（研修計画含む） ・支援員等の労働安全衛生	20

4	学校及び地域との連携、保護者との関わり	・学校との連携 ・地域との交流及び連携 ・家庭及び保護者との信頼関係の構築	10
5	苦情等の対応	・子どもや保護者等からの要望や苦情への対応	10
6	特色ある取り組み	・児童にとって有益な内容であるか	10
7	その他	・特別な支援が必要な児童の対応 ・個人情報の取り扱い	10
8	総括	・本業務を履行するために必要な客観的な信頼性など	10

(4) 提案者が1事業者の場合であっても、本募集要領及び当該業務仕様書に照らしあわせ、審査委員会において審査、評価を行う。

(5) 選定方法

選定委員は評価項目に基づき提案書の内容を審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの実施後に最終評価を行う。選定委員会は、選定委員による評価点の総得点を元に順位を決定し業務受託候補者を選定する。

なお、選定において選定委員会各委員の合計評価点が、評価点の100分の60に満たない場合は、業務受託候補者として選定しない。

(6) 選定結果の通知

選定結果については個別に通知するとともに、小城市ホームページで業務受託候補者及び次点者の氏名及び所属事務所名等を公表する。

12. 質疑応答

本業務委託の内容等に関して質疑等がある場合は、令和元年12月9日（月）までに、FAX またはE-mail で受け付ける。質疑に関しては様式4を使用すること。質疑等への回答は、令和元年12月13日（金）までに小城市ホームページに掲載する。

13. 失格事項

- (1) 提出期間を超過して書類の提出があった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
- (4) その他本要領に違反又は不正な行為があったと認められる場合

14. 契約の締結

選定委員会で選定された業務受託候補者に対して、提案書の内容を確認及び協議の上、業務委託契約を締結する。ただし、業務受託候補者との協議が不調、または業務受託候補者の辞退がある場合は、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

なお、令和 2 年度以降の事業費については、予算成立を前提としており、予算が可決・成立しない場合は、契約を締結しないこととする。また、予算の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、業務受託候補者またはプロポーザル参加者において損害が生じた場合であっても、市はその損害について一切負担しない。

また、本業務の準備に要する費用については、業務受託候補者の負担とする。

15. その他

- (1) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。
- (2) 提出期限後の提出書類等の再提出、または差替えは認められない。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。
- (5) 提出書類等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
- (6) プロポーザル参加に係る経費のすべては、参加申請者の負担とする。
- (7) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約の相手方に決定した者が作成した提案書等の書類については、小城市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

なお、小城市が契約の相手方の作成した提案書等の書類を無償でしようとする場合においては、予め契約の相手方に通知し承諾を得ることとする。